

平成 23 年度第 6 回理事会議案資料

議案 1 千葉市一人暮らし高齢者等見守り支援事業について

次のことについて、理事会の承認を求めます。

1. 次年度以降のみ・まも～れ幸町のあり方について、地域包括支援センター（あんしんケアセンター）の受託を目指す。
2. 地域包括支援センター開設までのつなぎとして、千葉市の独自事業としてみ・まも～れ幸町を継続して運営する。

提案の概要

- ・ 当会では平成 21 年度（H22.2）から千葉市美浜区幸町 2 丁目を対象エリアとした「千葉市一人暮らし高齢者等見守り支援事業（厚生労働省モデル事業「安心生活創造事業）」を千葉市から受託し、平成 23 年度末までの 3 ヶ年の期限付きで運営している。
- ・ 今年度はその最終年にあたり、当初検討をされていた厚生労働省のモデル事業期間継続もその可能性がなくなり、現在の事業携帯のまま継続するためには千葉市の独自事業もしくは当会の独自事業と継続せざるを得なくなっている。
- ・ しかしながら活動の成果を評価するにあたり、このまま事業を終了することは当該地区にとっては大きな不利益であり、地元自治会や民生委員、千葉市議などもからも、事業の継続について強い関心を持っていただいている。
- ・ 担当部署である千葉市高齢福祉課からは、現在の対象地区を中心とした幸町エリアで、地域包括支援センターを新設委託する可能性が高いとの情報提供を受けている。
- ・ 運営の支援をしていたみ・まも～れ幸町プロジェクトチームとしては、事業継続の形を模索していたところであるが、これまでの活動実績などを鑑み、地域包括支援センターとして当該地区における活動を継続することが最適であると考えます。

参考として

- ・ 地域包括支援センターの受託運営者は、3 月に公募される予定であり、新規開設の想定は秋以降になると予想される。
- ・ 新規開設に伴う設備投資、運営費、人件費は委託費に含まれると見込まれる。（予算規模は概ね 1 年間で 1,950 万円程度）
- ・ 現在の「安心協力員（見守りボランティア）」等、み・まも～れ幸町において取り組まれている成果については、原則として引き継ぐことが望ましい。

- ・ 事業の成果については、別添資料 1 を参照のこと。

議案 2 千葉県社会福祉士会倫理委員会準備会について

平成 22 年第 3 回理事会において承認された準備会について、下記の委員選任と活動計画について、改めて承認を求めます。

1. 委員定数 5名
2. 委員構成 座長：山崎泰介（前日本社会福祉士会綱紀委員会委員長）
会員委員：三橋俊一（元日本社会福祉士会倫理委員会委員長）
伊達雅則
平野 香
会員外委員：千葉県弁護士会に推薦依頼（一名）

3. 活動計画

当面、本会が受け付けた苦情案件について日本社会福祉士会に委託する前の準備調査を業務とする。

弁護士会からの推薦後、日本社会福祉士会綱紀委員会委員を経験している弁護士を講師に招き研修を実施。調査実施の準備が整い次第正式な委員会とする。

委員会は理事会および三役とは完全に独立した組織として、受け付けた苦情案件に関する調査開始も独自に判断できる体制とする。

その他

「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設・障害者福祉サービス事業所の指定等に関する基準に係る都道府県条例」についての照会への対応について

別添資料 2 をご確認の上、ご意見のある場合は 12/2（金）までに事務局あてご提出ください。取りまとめ提出いたします。

別添資料1

平成22年度

月	対応件数(延べ件数)					安心協力員 見守り対象者数
	訪問	来所	電話	その他	計	
4月	17	10	3	0	30	
5月	20	2	7	0	29	
6月	40	15	24	3	82	
7月	43	10	17	0	70	
8月	38	8	14	0	60	
9月	28	11	22	2	63	
10月	32	16	10	1	59	
11月	36	12	37	3	88	
12月	35	15	25	1	76	5
1月	33	11	40	0	84	5
2月	25	19	27	1	72	5
3月	38	15	47	3	103	4
計	385	144	273	14	816	

平成23年度

月	対応件数(延べ件数)					安心協力員 見守り対象者数
	訪問	来所	電話	その他	計	
4月	41	10	12	1	64	4
5月	20	17	22	2	61	4
6月	33	15	17	1	66	4
7月	38	15	13	1	67	4
8月	33	16	22	0	71	4
9月	29	15	21	2	67	19
10月	34	12	18	10	74	20
11月					0	
12月					0	
1月					0	
2月					0	
3月					0	
計	228	100	125	17	470	

障 第 2 4 4 3 号
平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日

各市町村障害福祉主管課長 様
各障害福祉関係団体の長 様

千葉県健康福祉部障害福祉課長
(公印省略)

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設・障害福祉サービス事業所の指定等に関する基準に係る都道府県条例について (照会)

平成 2 3 年 5 月 2 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これまで厚生労働省令 (※) として規定されていた、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設・障害福祉サービス事業所の指定等に関する基準を、都道府県条例で規定することとなりました。

また、平成 2 3 年 1 0 月 7 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」が公布され、指定等に関する基準を都道府県条例で規定するにあたり、厚生労働省令で定める「従うべき」「標準とする」「参酌する」基準が定められました。(関係省令①～⑥に関する区分。別添 1 参照)

つきましては、下記の関係省令 (①～⑥) の基準を条例による基準とすること (別添 1) 及び県独自基準の検討項目 (別添 2) について、ご意見のある場合には、下記により提出してください。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

(※) 関係省令

- ①障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
 - ②障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
 - ③障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
 - ④障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
 - ⑤障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
 - ⑥障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準
- 上記の 6 つの省令については、下記アドレス画面で検索できます。(「50音索引」で「府省令」を選択した上で、「し」を選択すると、上記 6 省令を含む「し」から始まる省令がリストアップされます。)
(法令データ提供システム (総務省) の検索画面のアドレス)

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

記

1. 回答期限

平成23年12月9日（金）（同日必着）

2. 提出方法

まず、件名を「指定基準等に係る県条例についての意見照会の様式希望」としたメールを、下記アドレスまで送信してください。追って、別記様式ファイルを添付して送信いたします。

その後、ご意見等を別記様式にご記入の上、下記アドレスまでメールにて提出してください。提出の際は、メールの件名を「指定基準等に係る県条例についての意見」として送信してください。（なお、メールの利用が困難な場合は、下記【問い合わせ先】までご相談ください。）

【様式請求先・意見送付先アドレス】

sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp

3. 提出上の注意

法人名、所在地及び連絡先をそれぞれ明記してください。

頂いたご意見等は、氏名、住所及び連絡先を除き、公表させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

ご意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権を害するおそれのあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます場合があります。

なお、電話によるご意見の提出はお受けできかねますので、ご了承ください。

※ なお、千葉市、船橋市、柏市に所在地がある事業所等に係る基準については、各市がそれぞれ独自に条例を制定することになります。

【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部障害福祉課

地域生活支援室 篠原

施設福祉推進室 田村

TEL：043-223-2335

-2308

別添1

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により都道府県条例に委任される基準等

★ なお、「地域主権戦略大綱」に示された、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「地方分権改革推進計画」の整理と同様、次のとおりとなる。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるもの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

項目番号	委任される基準 (以下、障害者自立支援法を「法」とする)	★省令で定める基準の位置づけ	委任根拠
I-1	基準該当事業所（・施設）に従事する従業者、設備及び運営に関する基準（法第30条） →①障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）	従うべきもの ・従業者及び員数 ・居室・病室の床面積 ・運営に関する事項で障害者・児の保護者のサービスの適切な利用の確保・障害者等の適切な処遇・安全確保・秘密保持等に密接に関連するものとして省令で定めるもの 標準とすべきもの ・利用定員 参酌すべきもの ・その他の事項	※1

項目 番号	委任される基準 (以下、障害者自立支援法を「法」とする)	★省令で定める基準の位置づけ	委任 根拠
I-2	<p>指定障害福祉サービスに従事する従業者、設備及び運営に関する基準 (法第43条)</p> <p>→①障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(省令)</p>	<p>★省令で定める基準の位置づけ</p> <p>従うべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者及び員数 ・居室・病室の床面積 ・運営に関する事項で障害者・児の保護者のサービスの適切な利用の確保・障害者等の適切な処遇・安全確保・秘密保持等に密接に関連するものとして省令で定めるもの <p>標準とすべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 ・参酌すべきもの ・その他の事項 	※1
I-3	<p>指定障害者支援施設等有する従業者、設備及び運営に関する基準(法第44条)</p> <p>→③障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(省令)</p>	<p>従うべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者及び員数 ・居室の床面積 ・運営に関する事項で障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇、安全の確保、秘密保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの <p>参酌すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の事項 	※1
I-4	<p>障害福祉サービス事業(施設を要するもの)、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(法第80条)</p> <p>→②障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(省令)</p> <p>→⑤障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(省令)</p> <p>→⑥障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(省令)</p>	<p>従うべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者及び員数 ・居室・病室の床面積 ・障害福祉サービス事業の運営に関する事項で障害者の適切な処遇・安全の確保・秘密保持に密接に関連するもの並びに地域活動支援センター・福祉ホームの運営に関する事項で障害者等の安全の確保、秘密保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの <p>標準とすべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 ・参酌すべきもの ・その他の事項 	※1

項目 番号	委任される基準 (以下、障害者自立支援法を「法」とする)	★省令で定める基準の位置づけ	委任 根拠
I-5	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (法第84条) →④障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設 備及び運営に関する基準(省令)	従うべきもの ・従業者及び員数 ・居室の床面積 ・運営に関する事項で障害者の適切な処遇・安全の確保・秘密保持に密接に関連 するものとして省令で定めるもの 標準とすべきもの ・利用定員 参酌すべきもの ・その他の事項	※1
I-6	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設 の指定に係る申請者の法人格の有無(法第29条(法 第38条で引用)、法第36条)	従うべきもの	※2

※1 平成23年5月2日法律第37号(第1次一括法)第19条

※2 平成23年8月30日法律第105号(第2次一括法)第54条

別添2

千葉県独自基準の検討項目（地域生活支援室分）

項目番号	種別	独自基準の内容	左の理由	現行取扱
II-1	グループホーム・ケアホーム	原則として、同一事業者が一つの敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合、定員の総数は10人以下とすること (既存建物(単数)は20人以下)	制度創設当初の「障害者も普通の場所ですべての生活をするのが当然」で、外から見て特別な区域とせず敷箇所が固まるとは避ける等の理念の実現のため	23年3月1日付け健康福祉部長通知(行政指導)
II-2	同上	原則として、G・H等利用者が利用する通所サービス事業所等、日中活動の場の敷地外(別敷地)とすること	障害者自立支援法における施設・事業体系の見直し(日中活動の場と生活の場を分離)による地域と交わるくらしの推進を図るため	口頭の行政指導
II-3	同上	現行省令の「入所施設の敷地外にあるようにしなければならない」の「入所施設」を「障害者支援施設」とする。	本来、障害者の地域と交わるくらしの推進に向けた規定であり、高齢者等の入所施設の敷地外とすべき合理的理由に乏しいと思われる。また、障害者と認知症高齢者等の交流による認知症の進行抑制効果等に着眼した取組みの動きも出ている。	入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(「入所施設」という。)の敷地外にあるようにしなければならない。(省令) →認知症高齢者G・H等、障害者以外を対象とする入所施設を含むという運用

別紙様式

法人名 _____

連絡先 _____

担当者 _____

項目番号及び条文	意見	理由

選挙管理委員第一回打合せ 要録

平成 23 年 10 月 25 日 19:00～於：事務局

出席者：矢野委員、野口委員、吉原委員、奥野委員、高見委員 事務局岡本

1. 自己紹介の後、委員長、副委員長互選

選挙管理委員長：矢野明宏、副委員長：野口猛

2. 選挙関連規程確認

1) 当選人確定について

・細区分ごとに得票数を集計すると、一票の重みが違ってくるので当選人の確定が難しい。

→特にその他分野で一名に得票が集中した場合や立候補者数が極端に違う場合など。

→選挙管理委員の意見として、公示前に投票を細区分毎ではなく全体で一票とする事は出来ないか理事会に諮ることも可能。

→（結論）細則どおり執行し細区分毎に投票および集計。当落ボーダーラインは両区分から総得票数で確定。

2) 立候補区分について

・独立型の候補者が社会福祉かその他かは生計割合で自己申告

→公示文書に例示して掲載した方が良い。

→公示文書の留意事項二点目に追記

3. 選挙スケジュール

※点と線の発送が 11/18 以後

・公示：11/18（金）※選挙管理委員名簿も公示末尾に追記

立候補受付：12/5（月）～12/26（月）（追加立候補受付も鑑み前倒し）

総会一週間前に郵送分開票、総会当日に早めに集合し開票

平成 23 年 11 月 18 日
(社)千葉県社会福祉士会
選挙管理委員会

社団法人千葉県社会福祉士会理事選挙および代議員選挙にかかわる公示

社団法人千葉県社会福祉士会（以下、本会）の役員および代議員改選に向け、理事および代議員を公募および選挙により選出しますので公示します。

理事選挙について

- 【定数】①社会福祉・社会保障分野 10 人以内
②その他の分野 10 人以内
※ただし、①②の合計は 15 人以内、詳細は本会役員選出細則による
【任期】平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日

代議員選挙について

- 【定数】代議員 4 人
※代議員定数は 5 人であるが、1 人は理事から選出されるため選挙定数は 4 人
【任期】平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

共通事項

【立候補の受付】

受付期間：平成 23 年 12 月 5 日から平成 23 年 12 月 26 日
※郵送によることとし、締切日当日の消印を有効とする

受付先：郵便番号 260-0026

千葉市中央区千葉港 4 番 3 号 千葉県社会福祉センター4 階
社団法人千葉県社会福祉士会 選挙管理委員会

【立候補者の要件】

公示日において本会正会員であり、かつ年会費の未納が無いこと。

【立候補届の方法】

- ・役員立候補者は「社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届」に必要事項を記入し、一名分の推薦書を添え郵送してください。
- ・代議員立候補者は、「社団法人千葉県社会福祉士会代議員立候補届」に必要事項を記入し、一名分の推薦書を添え郵送してください。

※封筒の表面には必ず「理事立候補届在中」もしくは「代議員立候補届在中」

と朱書してください。

※簡易書留等、配達確認可能な方法をお勧めします。

※立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や、書類に不備または虚偽が発見された場合には、立候補が認められない場合がありますので、充分ご注意ください。

【選出時期および選出方法】

本会の平成23年度第2回総会(平成24年3月17日開催予定)に併せ正会員による投票を行い、定数までの上位得票者を選出します。

【禁止事項】

- ・連続して4期(8年)を超えて役員選任の禁止(※任意団体時の任期を含む)
- ・役員および代議員には重複立候補できない
- ・推薦者が推薦できる候補者は、理事および代議員それぞれ1人とする
- ・推薦者は立候補できない。但し、理事推薦者が代議員に立候補あるいは代議員推薦者が理事に立候補は可能
- ・選挙管理委員は立候補できない。かつ立候補者を推薦できない

【留意事項】

- ・「社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則」、「社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則」および「社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程」を必ず確認してください。
- ・立候補者の業種区分に関し、独立型社会福祉士事務所の場合は、主たる業務(生計割合)を勘案したうえで、立候補者の自己申告によるものとします。例：居宅介護支援は①社会福祉・社会保障分野、成年後見は②その他の分野、など。
- ・受付けた立候補届および推薦書はそのままコピーし、会員に公表します。
- ・立候補の受付は郵送のみです。ファクシミリ、宅配便、Eメールおよび事務局への持参は受けられませんので、充分に注意してください。
- ・立候補届と推薦書は必ず一括発送してください。
- ・理事は理事会および委員会活動に参加し会の運営に携わる責務を、代議員は(社)日本社会福祉士会総会および関東ブロック連絡協議会に出席し理事会に報告する責務を負います。立候補および推薦に際しては十分に考慮してください。
- ・(社)日本社会福祉士会の通常総会は毎年度2回開催。2回とも東京での開催となる予定です。

【選挙管理委員会名簿】(順不同)

矢野明宏(委員長)、野口猛(副委員長)、奥野不二子、高美修次、吉原久喜

負担金配分委員会（準備会）報告

平成 23 年 11 月 12 日理事会資料

負担金配分委員会を 8 月 27 日と 10 月 22 日の 2 回開催させていただきました。
概ねの方向性が見いだせましたのでご報告いたします。

課題 1 負担金配分にあたり本制度の目的及び内容の確認をしておきたい。多くの会員がよく理解できていないので、制度自体が機能しない可能性がある。

i 負担金の根拠となる「本会の資源」の範囲

- ① 社会福祉士賠償保険加入およびばあとなあ名簿登録者
- ② 会からの推薦による各種委員、講師等の報酬
- ③ 上記以外の会で捕捉できない社会福祉士の業として得た報酬については、当面負担金の対象とはしないが、配分金の趣旨に賛同いただける方に広くご協力いただくために配分を目的とする指定寄付を呼びかける。

(理事会確認)

ii 負担金の使途について、事務局経費等説明があったが確認したい

- ① 第 5 条の「公益活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員」に全額配分する。(理事会確認)
 - ・配分先については、生活保護者等の成年後見を無償又は低額で受任している会員や会の運営に手弁当で携わっている会員等、社会福祉士としての使命感や会の運営を献身的に支えている者に配分していく。(委員会意見)
 - ・会全体の中で、日当や報酬、予算配分等にばらつきがあるように思えるので、その整合性についてさらに明確にしてほしい。(委員会意見)

iii 配分の仕方について

- ① 一般会計との区別を図る観点から当面個人への費用弁償とする。(理事会確認)
- ② すべての活動について、配分委員会が把握できていない現状のなかでは、全体の配分金額を示した上で、委員会又は部会から要求を上げてもらい、配分委員会で決定する。(委員会意見)

課題 2 負担金配分にあたり予算計上並びに予算執行はどのようにされるのか。

- i 平成 24 年度については、収入科目は負担金、配分科目は配分金で一括計上する(理事会確認)
- ii 平成 24 年度予算については、当面の予想金額で予算計上しておき、平成 24 年 3 月 31 日までの入金金額を平成 24 年度で配分することとする。理事の改選等はあるが正式な配分委員会を早期に立ち上げる必要がある。(委員会意見)

課題3 本制度の円滑な運営に向けて

- i 本制度については、いろいろな議論を積み重ねて施行をされているが、制度について十分な理解が得られていないのが現状である。条文の解釈や配分先について具体的な例を挙げる等会員に十分な理解が得られるよう働きかけていただきたい。
- ii 徴収についても早い時期からの働きかけが必要かと思われる。できれば2月中での徴収期限とし、年度当初から配分したいところではある。(今回は3月31日として提案)
- iii その他として、配分先の委員会での留保、基金の扱い並びに繰り越しの扱いについては、現段階では答えが出ていない。負担金については、法人として内部的に別通帳、別会計を考えるのであれば、法人の内部処理としての繰り越しとして扱う方法と委員会として目的が明確であれば、委員会預りも考えられると思う。

(委員会意見)

以上、準備会として、課題、理事会確認、委員会意見としてまとめさせていただきました。

負担金配分委員会(準備会)委員長 五十嵐伸光